

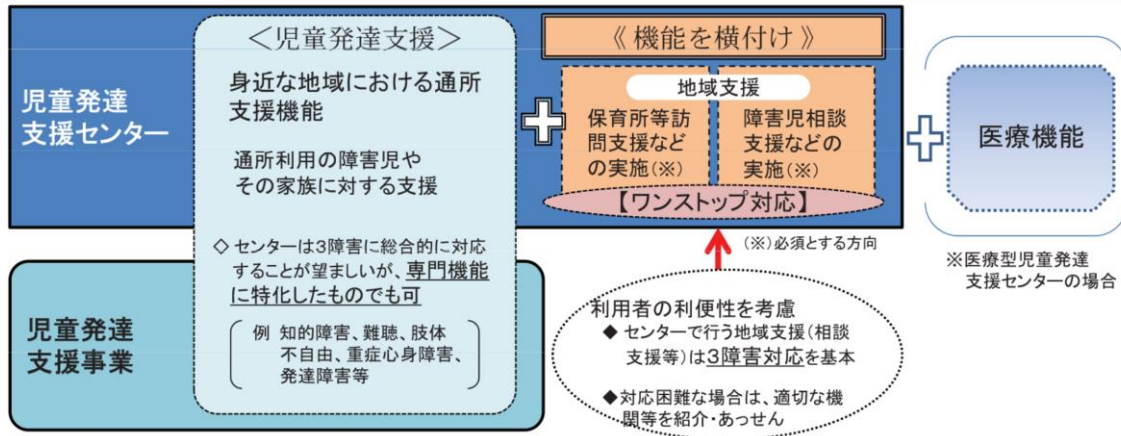
## 児童発達支援センターと事業について

法 児童発達支援は、①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」  
②それ以外の「児童発達支援事業」の2類型

法 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設 → 「便宜を適切に供与することができる施設」と規定(予定)

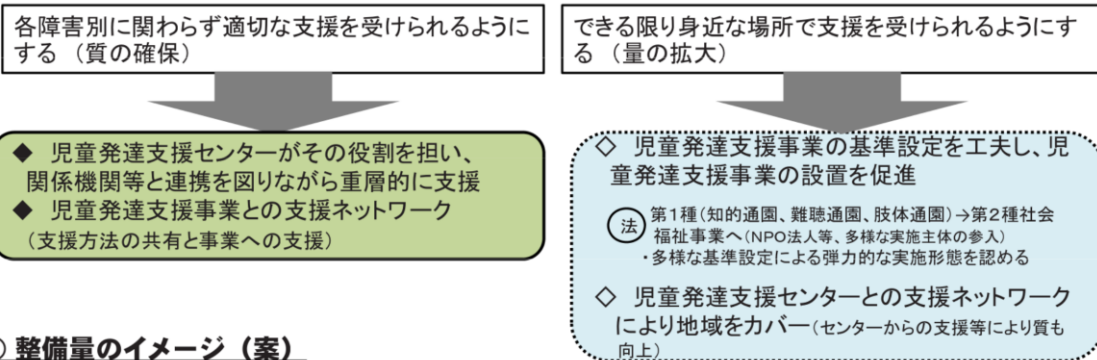
### ○ センターと事業の違い

- センター、事業どちらも、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
  - ・ 「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
  - ・ 「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



## 児童発達支援の整備の考え方について

児童発達支援は、通所により利用する身近な療育の場として、より近接した地域において量的な拡大を図っていく一方で、それぞれの場において、各障害別に関わりなく適切な支援が受けられるよう支援の質の確保を図ることも重要。



### ○ 整備量のイメージ (案)

#### ◆児童発達支援センター

- 地域支援を行う「センター」は、市町村～障害保健福祉圏域の範囲に1～2カ所設置のイメージ。
  - ・ 概ね10万人規模に1カ所以上。
  - ・ 人口規模の大きい市は、10万人を目安に複数カ所設置し、逆に人口規模の小さい市町村は、最低でも1カ所設置。

(※医療型児童発達支援センターを含む)

#### ◇児童発達支援事業

- その他の「事業」は、市町村の範囲に複数設置のイメージ。
  - ・ 障害児の通園可能な範囲(例えば中学校区など)を基準に最低1カ所以上。

(※放課後等デイサービスを含む)